五　航空機の搭乗員の技能訓練の計画に関すること。 六　［略］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ （飛行支援課） **第二十九条の三**　飛行支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空管制、航空気象及び飛行点検に関する部隊の運用に関すること。 二　航空管制、航空気象及び飛行点検に関する部隊訓練の実施計画及び検閲に関すること。 三　飛行点検に係る航空機に関する技術教育の検閲に関すること。 四　航空交通管制業務に従事する者の技能訓練の計画に関すること。 五　飛行点検に係る航空機の運航に関すること。 六　航空管制に関すること。 七　飛行方式設計に関すること。 八　航空気象に関すること。 九　航空気象に関する技術指導に関すること。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	五　航空機の搭乗員及び航空交通管制業務に従事する者の技能訓練の計画に関すること。 六　［同上］ 七‖六　航空管制に関すること。 八‖七　航空気象に関すること。 九‖八　航空気象に関する技術指導に関すること。 ［条を加える。］

附　則

この省令は、令和三年三月十八日から施行する。